

## 御杖村介護保険条例の一部を改正する条例

御杖村介護保険条例(平成 12 年御杖村条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「43,800 円」を「32,760 円」に改め、同項第 2 号中「65,700 円」を「49,320 円」に改め、同項第 3 号中「65,700 円」を「49,680 円」に改め、同項第 4 号中「78,840 円」を「64,800 円」に改め、同項第 5 号中「87,600 円」を「72,000 円」に改め、同項第 6 号中「105,120 円」を「86,400 円」に改め、同項第 7 号中「113,880 円」を「93,600 円」に改め、同項第 8 号中「131,400 円」を「108,000 円」に改め、同項第 9 号中「148,920 円」を「122,400 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 136,800 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 151,200 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 165,600 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 172,800 円

第 3 条第 2 項中「所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る」を削り、「該当する者の」を「掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる」に、「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「における」を「までの各年度における」に、「26,280 円」を「20,520 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「26,280 円」を「49,320 円」に、「43,800 円」を「34,920 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「26,280 円」を「49,680 円」に、「61,320 円」を「49,320 円」に改め、同条第 5 項を削る。

第 4 条第 2 項後段中「当該第 1 号被保険者」の次に「(」を、「同じ。)」の次に「)」を加え、同条第 3 項中「全て」を「すべて」に改める。

第 5 条第 3 項中「同号イ」を削り、「又は第 8 号ロ」を「、第 8 号ロ、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロ又は第 12 号ロ」に、「令第 38 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで」を「令第 38 条第 1 項第 1 号から第 12 号まで」に改める。

第 6 条前段中「第 1 号被保険者」の次に「(」を、「連帯納付義務者」の次に「)」を加える。

第 9 条第 2 項第 1 号中「氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2

条第 5 項に規定する個人番号をいう。次条第 2 項第 1 号において同じ。)」を「氏名及び住所」に改める。

第 10 条第 2 項各号列記以外の部分中「納期限」の次に「7 日前」を加え、「直近の支払日」を「支払に係る月の前々月の 15 日」に改め、同項第 1 号中「氏名、住所及び個人番号」を「氏名及び住所」に改める。

第 14 条中「第 1 号被保険者が」を「村長は、第 1 号被保険者が」に、「5 万円」を「10 万円」に改める。

第 15 条中「法第 30 条第 1 項後段」を「村長は、法第 30 条第 1 項後段」に、「5 万円」を「10 万円」に改める。

第 16 条中「被保険者、」を「村長は、被保険者、」に改め、「第 1 号」を削り、「5 万円」を「10 万円」に改める。

第 17 条中「偽りその他不正の行為」を「村長は、偽りその他不正の行為」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の御杖村介護保険条例第 3 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。